

愛知地方労働審議会 第17回家内労働部会 議事録

平成30年2月14日（水）午後3時

名古屋合同庁舎第2号館

愛知労働局 4階会議室

出席（公益代表委員） 今原委員、熊田委員、山本委員
（労働者代表委員） 安藤委員、清水委員、辻委員
（使用者代表委員） 石田委員、滝委員、太箸委員
（事務局） 小城労働基準部長、西田賃金課長、丹羽課長補佐
水野賃金指導官、牧野係員

【水野賃金指導官】

定刻になりましたので、只今より愛知地方労働審議会第17回家内労働部会を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、全員出席されておられますので定足数は満たしております。したがって、当部会は有効に成立していることを報告させていただきます。

なお、本日は部会の委員が指名されて初めての部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでは、事務局で司会進行をさせていただきます。

それでは、第17回家内労働部会の開催に当たりまして、愛知労働局労働基準部長より挨拶申し上げます。

【小城労働基準部長】

本日はお忙しい中、当部会にご出席いただきましてありがとうございます。皆様方には、日ごろからそれぞれの立場でいろいろと私どもにご協力いただいていることに、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

当家内労働部会につきましては、愛知地方労働審議会に置かれました常設の専門部会として、毎年この時期に当局の家内労働行政全般についてご審議をいただいているというところでございます。

家内労働行政の主要な業務の1つに、最低工賃の設定がございます。本年度は、第12次の最低工賃新設・改正計画に基づき、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の金額改定につきまして、昨年9月7日付けで愛知地方労働審議会会長あてに局長から改正諮問を行いました。それを受け、去る1月23日開催の第3回最低工賃専門部会におきまして、全会一致で改正の答申をいただいたところでございます。詳細につきましては後ほどの審議の中でご説明いたしますが、6年ぶりの改定となったところでございます。

また、本日は、家内労働者の労働条件確保に係る当局の取り組みにつきましても、ご説明を申し上げ、ご審議いただくことになっております。

家内労働行政全般につきまして、皆様方から忌憚のないご意見をいただき、この行政の推進に役立てたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

【水野賃金指導官】

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。

委員名簿は、配付資料の1ページの資料No.1にございます。私から、名簿の順に読み上

げさせていただきます。

(各委員の紹介)

続きまして、議事に入る前に、議事録の作成についてご説明させていただきます。本部会の審議及び議事録につきましても、原則公開とされております。つきましては、本日は議事録作成のため審議を録音させていただいております。また、審議の公開につきましても、傍聴人の希望がなかったことを報告させていただきます。

それでは、議題(1)の「家内労働部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長の選出については、7ページの資料No.5にあります地方労働審議会令第6条第5項により、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから選挙することとなっております。また、部会長代理の選出については、同令第6条第7項により部会長が指名することとなっております。

これに関しまして、従来より、公益委員の互選結果をご承認いただくという方法で選出させていただいておりましたが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

選出方法についてご承認をいただきましたので、公益委員の事前協議結果を山本委員からご報告をお願いします。

【山本委員】

あらかじめ公益委員で協議しました結果、部会長候補に今原委員、部会長代理候補に熊田委員とすることで一致しましたので、ご提案いたします。

【水野賃金指導官】

ただいま部会長に今原委員、部会長代理に熊田委員とのご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の名札を置かせていただきます。それでは、今原部会長、熊田部会長代理、ご挨拶をお願いいたします。

【今原委員】

只今、部会長にご指名いただきました今原でございます。年に1度の家内労働部会です。なかなかない機会ですので、皆様から家内労働全般についての活発なご意見をよろしくお願いいたします。

【熊田委員】

只今、部会長代理に指名されました熊田でございます。今原部会長も申されましたように、年に1度の機会でございます。資料を見ておられますと、愛知県の最低工賃はもう2種類しかありませんが、家内労働というからには零細なところが多いので、ぜひ年に1度の部会でもありますし、今原部会長を補佐し、活発なご議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【水野賃金指導官】

部会長及び部会長代理が選出されましたので、これ以降の議事進行は、今原部会長にお願いいたします。

【今原部会長】

議事に入る前に、議事録の作成にあたり、9ページの資料No.6にあります愛知地方労働審議会運営規程第6条第1項の規定により、部会長の私と、部会長が指名した委員2人の署名が必要となります。

つきましては、本日の議事録の署名委員を、家内労働者側は辻委員に、委託者側は石田委員にお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議事に入ります。議題（2）の「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について」です。事務局から説明してください。

【丹羽課長補佐】

配付資料に基づいて説明させていただきます。まず、厚生労働省では、3年を1つの期間として定める最低工賃新設・改正計画に基づき、最低工賃の見直しを行っております。現在は、平成28年度から平成30年度の第12次最低工賃新設・改正計画が定められ、愛知局においては、昨年の平成28年度は毛織物業の廃止決定を行い、今年度は車両電気配線装置製造業の工賃改定を行い、来年度はがん具花火製造業の改定を行う予定としているところです。

続いて、愛知局においてはこれまで6つの製造業において最低工賃を設定しておりましたが、家内労働者の減少等により、毛織物業については昨年の平成29年3月24日に廃止、横編ニット製造業は平成19年3月1日に廃止、婦人・子供服製造業は平成26年3月23日に廃止、男子既製洋服製造業は平成18年2月24日に廃止し、現在は、がん具花火製造業と車両電気配線装置製造業の2件のみとなっております。

続いて、第12次最低工賃新設・改正計画により、今年度は車両電気配線装置の改正年度でありましたので、前回改正時の平成23年以降の景況等の推移調査や家内労働実態調査等を行ってきました。

家内労働実態調査は、車両電気配線装置製造業を行っている全14委託者に対し調査票を配付したところ、1社が委託しておりませんでしたので13委託者が確認され、仕事を受託している家内労働者は612人いることがわかりました。1カ月当たりの平均工賃額は39,561円で、前回改正時の平成23年に比べ3,159円増加していました。また、委託者は発注元からの単価が引き下げられてはいるものの、家内労働者に対する工賃は何とか維持していることも見受けられました。

そして、愛知県最低賃金が、前回改正時の平成23年の750円から平成29年の871円と126円、16.1%増加していることなど、改正する必要があると総合的に判断し、平成29年9月7日付けで、愛知労働局長より愛知地方労働審議会会長に改正諮問を行ったところです。

その後、最低工賃の改正審議を行うための最低工賃専門部会を立ち上げていただき、平成30年1月11日、16日、23日の3回に及ぶ専門部会での慎重審議の結果、結審し、平成30年1月23日付けで愛知地方労働審議会会長より愛知労働局長あてに答申がされたところです。

改定額等につきましては、20ページの最低工賃改定状況の推移をごらんください。改定額は前回改正した第8回改正の各最低工賃に対し4銭から10銭の引き上げとなり、全体平均で15.11%の引き上げとなりました。3回の審議を通じまして、家内労働者側からは、前回改正時の平成23年度から本年度までの最低賃金の引き上げ率である16%以上の改定を主張され、委託者側からは、工賃を引き上げることにより中小零細企業の淘汰を懸念されておりましたが、慎重審議の末、全会一致で合意に至ったものです。

次に、改正工賃の効力発生までの流れですが、改正決定の答申を愛知労働局長が受けましたので、関係法令の規定にしたがい、答申の内容と関係者からの異議申出に関する公示を、答申日の翌日の1月24日から2月7日まで行いましたが、異議の申し出がなかったことから、現在、厚生労働省で官報公示の手続に入っているところです。予定ですと、2月23日に官報公示され、30日後の3月25日に効力が発生する予定となっております。

官報公示がされましたら、車両電気配線装置製造業の全委託者をはじめ、経営者団体、自治体等、幅広く周知広報していく予定です。

この周知、広報の関係で、1点資料を入れさせていただきました。厚生労働大臣と経済産業大臣連名の「下請事業者への配慮等について」という要請文です。この要請文は、最低工賃の遵守を含め下請取引の適正化の観点から、平成29年11月下旬に厚生労働省本省より家内労働関係の事業主団体宛てに発出されている要請文です。愛知県では、愛知県経営者協会様をはじめ7団体に送付しているところです。

内容は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して、下請中小企業振興法に基づく振興基準が平成28年12月に改正されたことを受け、改めて親事業者からの原価低減要請や取引対価の決定について配慮を要請する内容となっております。

この資料の末尾にカラー刷りの資料がありますが、中小企業庁からのお知らせです。先ほどの要請文の内容を簡単にまとめた内容となっております。今回の最低工賃改正をつうじまして、関係委託者や関係団体等に対して、改正周知文書とともに啓発していきたいと思っております。

家内労働者に仕事を委託している委託者は、そのほとんどが下請事業者だと存じますので、経営者団体等を通じて、この振興基準が浸透されるよう、工夫を凝らしながら啓発広報に努めていきたいと思っております。

【今原部会長】

ただいまの説明についてご質問等をお伺いしたいと思います。家内労働側の委員の方、何かご質問等ありますでしょうか。

【清水委員】

この間廃止をしてきた工賃があります。それは、従事する人数が減ってきたのと同時に、作業の仕方がだんだん変わってきて、もう最低工賃を設定することができないと説明を受けてきたと思うのですが、今回改正があった業種は、配付された資料の「最低工賃の手引き」にある絵が付いているような、こういう作業の最低工賃を決めることに意義があるということでしょうか。

【西田賃金課長】

そういうことで結構です。作業自体は、当時決められた規格の作業がそのまま現在でも残っておりますし、複合作業に一部移っておるところはございます。

【清水委員】

わかりました。

【今原部長】

ほか、どうでしょうか。ご意見というかご質問というか。では、委託者側からのご質問等、何かございましたらお願いします。

(意見なし)

私も最低工賃の改正に関わってきましたが、事務局の説明にあったように、3回にわたる審議でいろいろなご意見が出されました。結構、双方の代表の方が疑問等やご意見を活発に出していただき、最終的には双方納得し全会一致で決まったと理解しております。

本日も皆さんからのご意見、何かございましたら言っていただければと思います。いかがですか。

(意見なし)

それでは、質疑はこれで終わりにし、最低工賃の発効後につきましては、委託者や家内労働者に対して効果的な広報に努めていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次に議題(3)の「家内労働対策の概要等について」に入ります。事務局から説明してください。

【丹羽課長補佐】

別綴の資料で、「平成28年度家内労働の現況」を配付させていただいております。これは、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の状況を取りまとめたものです。例年、年度の初めに前年度の状況を取りまとめて作成しておりますので、本来であれば平成29年度版をお示しすべきですが、1年前の平成28年度となっております。

まず1ページの「1 愛知県の家内労働」です。平成28年度に提出された委託状況届や平成28年度に実施しました各種調査により集計した、愛知県における家内労働の現状です。

集計したところ、委託者は404人で昨年より16人減少し、家内労働者は8,963人で昨年より575人減少、同居の親族等の補助者は357人で昨年より16人増加し、家内労働者と補助者を合計しました家内労働従事者としましては9,320人で、昨年より559人減少している結果となりました。家内労働者を性別で見ると、約9割が女性で占めています。また、専業従事者は平成23年以降なく、内職的家内労働者のみでした。

続いて、2ページの図1は、愛知県内における家内労働の地域的分布です。尾張地方は毛織物・ニット・婦人服、三河地方は車両電気配線・がん具花火、瀬戸と常滑市は陶磁器と、一般的な産業分布と同じ状態となっております。

続いて、3ページの図2は、業種別の家内労働従事者を円グラフにしたものです。一番多いのは、ゴム製品製造業で1,322人、比率で14.2%となっております。次いで、繊維工業、電気機械器具となっております。

続いて、3ページの「2 災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」についてです。

家内労働の中には、研削盤やプレス、火薬または有機溶剤や鉛などの、危険な作業や有害物質に暴露する作業もされています。3ページの表3は、過去に発生しました災害や疾病の一覧ですが、重大な災害も散見されています。万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届というものを提出することになっております。この一覧では災害発生日の記載がありませんが、平成21年度に作成した「家内労働の現況」を確認したところ、内容が変わっていませんでしたので、これらの災害事例は平成20年度以前の内容ということになります。それ以降、家内労働死傷病届の提出がないことを報告させていただきます。

4ページに移ります。厚生労働省では家内労働安全衛生指導員という制度があります。この指導員は、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、必要とする都道府県労働局に配置されています。愛知局においては、社会保険労務士5名が指導員として委嘱されており、1名当たり年間13日の活動で委託者や家内労働者を訪問し、個別指導を行っております。

表の4は、家内労働安全衛生指導員の平成28年度における業種別の訪問実績です。過去3年間に指導を行っておらず、動力を用いる織機及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造業にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に、委託者と家内労働者を合わせ65件を訪問することができました。

平成29年度は、本年度改正決定を行いました車両電気配線の業種についても重点的に訪問活動を行っているところです。

訪問するときには、お手元の資料のピンクの表紙の「家内労働のしおり」や、委託者や家内労働者用の「災害防止対策ハンドブック」を持参します。委託者の代表者と直接面談し、懇切丁寧に話をし、家内労働者の安全衛生についてご理解いただいているところです。

平成28年度の活動状況ですが、7ページに表としてまとめました。委託者を37人、家内労働者を28人訪問していただきました。訪問した結果の指導内容ですが、家内労働手帳の交付関係が7件、委託状況届の提出関係が3件、帳簿の備えつけ関係が1件、合計11件の指導事項が指摘されました。

いずれの指導事項につきましても、指導員の適切な指導により全件改善されていることを報告させていただきます。

次に、4ページの「3 家内労働者の労災保険」について説明させていただきます。

家内労働者は、労働基準法という労働者ではありませんので、工作中的の負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などがあつたとしても、労災保険の補償の対象にはなりません。この点について厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと同様に、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度である特別加入制度を設けています。加入手続は、家内労働者の団体をつくり、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が特別加入団体として承認した場合に、団体の構成員である家内労働者がその団体を通じて特別加入できる制度になっています。愛知県の場合には、4ページの表5にあります1団体のみで、7人の加入となっています。

次に、本資料の22ページの資料No.16の「平成29年度家内労働対策の基本方針」について説明させていただきます。

「1 家内労働法の周知・広報の実施」の(1)の周知関係ですが、①の委託状況届の提出督促につきましては、私どもが把握している全委託者に対し平成29年3月に文書によ

る提出督促を行っているところです。②の最低工賃の周知から⑦のインチキ内職までは、愛知労働局のホームページで周知啓発を行っているところです。

(2)の昨年廃止しました毛織物業最低工賃につきましては、毛織物の全ての委託者や毛織物協同組合様などに対し文書を発出し、周知啓発に努めてきたところです。

「2 最低工賃の改正」につきましては、車両電気配線装置製造業最低工賃は平成30年2月23日に官報公示予定、3月25日に発効予定ですので、官報に掲載された時点で、委託者と関係者に対し周知啓発を行っていく予定としております。

「3 安全衛生の確保」につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

なお、今年度実施した事項につきましては、ゴシック体で付記しておきました。

最後に、本資料の24ページの資料No.18「平成30年度家内労働対策の基本方針(案)」です。内容的には平成29年度のものとはほぼ同じですが、毎年この家内労働部会でお示しし、皆様のご意見をお聞きした上で、愛知労働局の基本方針として樹立する予定としておりますので、忌憚のないご意見をいただければと存じます。

特に、来年度はがん具花火製造業最低工賃の改正年度でもあります。がん具花火は、平成12年10月28日の改正以来、17年間改正されていません。愛知県最低賃金で見ますと、平成12年度は677円、平成29年度は871円で、194円、28.7%上昇していますので、実態調査や業者の方々に対するご意見をお聞きしながら、改正する方向で慎重に進めていきたいと思っています。

【今原部会長】

ただいまの家内労働対策の概要につきまして、ご質問等お受けしたいと思いますが、家内労働側委員の皆さん、何かご質問等がありますか。

(意見なし)

では、委託者側委員の皆様、どうでしょうか。

(意見なし)

私から1つ聞いていいですか。家内労働安全衛生指導員はいろいろな事項を指導されていることはわかるのですが、長時間労働は事故につながったり、いろいろなことがあるからやめましょうという指導もしているのでしょうか。同じ量の作業を委託しても、人によって、それがすごく時間がかかる方もいれば、あっという間に終わってしまう方もいるわけですから、長時間労働という概念が少し理解しにくいのですが、長時間労働というのはどれぐらいのことを考えているのか。

【小城労働基準部長】

長時間労働といった場合、行政として用いるときは、法定労働時間が原則週40時間ということになっています。一般的には月当たりで換算したとき80時間のいわゆる過労死ラインを超えるようなものは、おそらく皆さんも共通して長時間労働だろうと認識されると思います。

家内労働の関係については、もともと所定労働時間そのものの概念がありません。ただ、むやみやたらと短い工期、納期で多くの業務を発注するというのは、そもそも問題になるかと思います。私どものほうで、具体的にこういう基準で長時間労働に類するものです

ということは持っていないのですが、少なくとも生活時間を確保できないようなもの、例えば1日15時間、20時間働かなければならないような発注は問題があると思います。実質的には概ね1日8時間くらい、多くても10時間程度、大体それくらいの範囲内で業務が完了できるような水準をイメージしています。

これに何かラインが引かれているかと問われると、そこは厳密にはありません。

【今原部会長】

家内労働者は、会社と違って監視というか見ている人がいないので、労働時間は非常にわかりにくいですし、かなり高齢の方も仕事をされており、個人差もあります。発注する量によって調整しようと思っても、これは一概に言い切れない部分があり、減らせばいいのかという問題でもないと思います。家内労働者の労働時間は、非常に難しい問題だと思います。

【西田賃金課長】

配付資料の中の「家内労働のしおり」の7ページをご覧くださいますと、上に家内労働法第4条で規定している「就業時間」がございます。また実際の平均就業時間については、この資料の38ページに出ております。統一的な基準は出ておりませんが、基準部長が申し上げましたような概念で進めているというところです。

【今原部会長】

難しいですね。わかりました。ほかの皆様はいかがでしょうか。折角の機会ですので、どんなご質問等でも構いません。ご意見等ございましたら、言っていただければと思います。

(意見なし)

よろしいですか。特にこれといったご意見等、ご質問等がないようですので、家内労働対策の概要等について、ご了解いただいたということではよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ご了解ありがとうございます。

それでは、最後に議題(4)の「その他について」です。委員の皆様の方から何か、議題になるご提案とかありますでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。事務局の方からは何かありますか。

【丹羽課長補佐】

ありません。

【今原部会長】

それでは、労働基準部長からお礼の言葉がございますので、よろしく申し上げます。

【小城労働基準部長】

ただいまご審議いただきましてありがとうございます。平成30年度に向けての家内労働

対策の方針につきまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、車両電気配線装置製造業の最低工賃が改正されますので、徹底されるよう周知していきたいと考えております。

また、28年度に廃止しました毛織物業の最低工賃につきましても、工賃は廃止しましたが、決して最下限をどこまでも下げていいという話ではございませんので、方針には書いてございませんが、引き続き工賃の引き下げ等を合理的でない取り扱いがないように、先ほどの下請取引との案件もごございますので、あわせて周知をしていきたいと思っております。

こういった形で万全を図りたいと思っております。

本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後も家内労働行政に生かしていきたいと思っておりますので、ご審議いただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

【今原部会長】

ありがとうございました。それでは、これをもって閉会といたします。

(署名欄)

部 会 長 _____ (今原委員)

家内労働者側代表委員 _____ (辻委員)

委託者側代表委員 _____ (石田委員)